

(別記1)

#### 個人情報の取扱いに関する特記事項

1. 受託者(以下「乙」という。)は、要介護認定調査業務(以下「受託業務」という。)を実施するにあたり、関係法令等の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもって個人情報の管理を行わなければならない。
2. 乙は、個人情報の利用を受託業務の実施のために必要な範囲にとどめることとし、個人情報を受託業務の実施以外の目的のために、乙自らが利用し、又は第三者へ提供してはならない。
3. 個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止し、適切な管理及び安全の保護を図るため、乙は、個人情報の記録された文書等の受渡し、搬送、保管、返還及び廃棄について必要な措置を講じなければならない。
4. 受託業務が終了した場合、乙は、個人情報の記録された文書等を西宮市(以下「甲」という。)に返還しなければならない。ただし、乙が定める個人情報の保管及び廃棄の方法について甲が承諾を与えた場合はこの限りでない。
5. 乙は、受託業務を行うために個人情報を収集するときは、受託業務の実施のために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
6. 乙は、個人情報の記録された文書等を複写又は複製してはならない。
7. 乙は、代表者及び受託業務の管理責任者の秘密保持に係る誓約書を甲に提出しなければならない。
8. 乙は、受託業務従事者に対し、この特記事項の記載事項を遵守させるとともに、その業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供するなど個人情報保護法に違反したときは、同法の規定により処罰を受ける場合があることを周知しなければならない。
9. 受託業務従事者は、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。受託業務終了後及びその職を退いた後も同様とする。
10. 甲は、個人情報の管理状況について、乙に報告を求め、又は乙の事業所等に立ち入ることにより、調査することができる。この場合において、乙は、これを拒むことはできない。
11. 甲は、個人情報の管理状況について不相当であると認めるときは、乙に対して改善を求めることができる。この場合において、乙は、甲の指示に従わなければならない。
12. 個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故が発生したときは、乙は、直ちに甲に報告しなければならない。

- 13 . 個人情報の漏えい、紛失、改ざんがあった場合のほか、乙がこの特記事項の記載事項又は法令等の規定に反した場合、甲は、契約解除等の措置を取ることができるほか、乙にその損害の賠償を請求することができる。
- 14 . この特記事項でいう個人情報とは、甲が乙に提供するもののほか、乙が受託業務の実施の中で知り得たものを含む。
- 15 . この特記事項の規定にかかわらず、法令等の規定に基づく場合若しくは甲の指示又は承諾がある場合、乙は、これらの規定並びに指示及び承諾の内容に従うものとする。
- 16 . この特記事項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙双方の協議のうえ決定するものとする。